

“ 出産費及び家族出産費の額の変更について ”

健康保険法施行令等の一部を改正する政令による地方公務員等共済組合法（以下「地共済法」という。）施行令の改正により、出産費及び家族出産費の額が「４０万４千円」から「４０万８千円」に変更されました。

また、地共済法施行規則の一部を改正する省令の公布により、産科医療補償制度に加入している医療機関等で在胎週数２２週に達した日以後の出産（死産を含む。）の場合に加算される金額が「１万６千円」から「１万２千円」に変更されました。

なお、出産費及び家族出産費の支給総額については、変更はありません。

（下記参照）

記

（現行）		（令和４年１月１日施行後）				
<table border="1"><tr><td>出産費・家族出産費 【404,000 円】</td></tr><tr><td>加算額（産科医療補償制度） 【16,000 円】</td></tr></table>	出産費・家族出産費 【404,000 円】	加算額（産科医療補償制度） 【16,000 円】	➔	<table border="1"><tr><td>出産費・家族出産費 【408,000 円】</td></tr><tr><td>加算額（産科医療補償制度） 【12,000 円】</td></tr></table>	出産費・家族出産費 【408,000 円】	加算額（産科医療補償制度） 【12,000 円】
出産費・家族出産費 【404,000 円】						
加算額（産科医療補償制度） 【16,000 円】						
出産費・家族出産費 【408,000 円】						
加算額（産科医療補償制度） 【12,000 円】						
【支給総額 420,000 円】		【支給総額 420,000 円】 （変更なし）				

※ 妊娠４カ月（８５日）以上の異常分べん（死産、流産など）又は母体保護法に基づく人工妊娠中絶手術をした場合も、出産費又は家族出産費が支給されます。

※ 在胎週数２２週未満の出産（死産、流産、人工妊娠中絶手術などを含む。）や産科医療補償制度に未加入の医療機関等で出産した場合、出産費又は家族出産費のみの支給となります。